

令和6年度 栄小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 11 月策定
平成 29 年 1 月一部改訂
令和 3 年 4 月一部改訂
令和 5 年 3 月一部改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「三重県いじめ防止基本方針」「鈴鹿市いじめ防止基本方針」をもとに「栄小学校いじめ防止基本方針」を定めることとします。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つです。一人の教職員が抱かえ込むのではなく、学校が一丸になって組織的に対応することが必要です。これまでも学校において様々な取組が行われてきましたが、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している現状があります。そこで、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備するため、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。子どもの集団の中では、様々な態様の人間関係が成立していて、周囲から見て良好な関係と思えても、実は非常に不安定な関係である場合もあり、些細なことからその人間関係に変化が生じたときに、いじめが生じることもありえます。どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものであり、どこかでいじめが発生していないか、常に子どもの状態に注意していく必要があります。その上で、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければなりません。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければなりません。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを 含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ・インターネットや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷 や嫌なことをされたりする等。

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育

的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要となります。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級・学年でも、いろいろな場面で、起こり得るものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での意欲を著しく害する場合があります。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団等の集団帰属の構造上の問題（例えば無秩序制や閉塞性・体育会的な絶対支配制）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることも必要です。

2 栄小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第二十二條より、次の組織を設定します。

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成

【学校教職員】管理職、生徒指導担当、人権教育推進担当、教育相談担当、養護教諭

【教職員以外】スクールカウンセラー等、その他、校長が必要と認める者

※また、状況に応じて管理職、生徒指導担当、人権教育推進担当、教育相談担当、養護教諭で組織する臨時のいじめ対策委員会を開催します。

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめ事実の確認。対策案の検討
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化、支援
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第十六條により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講じていきます。

(1) いじめの防止

- ・道徳教育、人権教育等を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努めます。
- ・児童会や委員会活動を中心とした、子どもたち自身が主体となったいじめ防止活動の推進を図っていきます。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたります。
- ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成します。
- ・情報モラル教育に取り組みます。
- ・自己有用感や自己肯定感を育成することに努め、子どもたちの自尊感情を高めます。
- ・学校運営協議会による協議を生かし、地域・保護者との連携を図ったいじめ問題解決への取組を推進します。
- ・毎年 4 月、11 月を「いじめ防止強化月間」とし学校・家庭・地域等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめ根絶に向けて取り組んでいきます。また「ピンクシャツ運動」への取り組みを行い、学校のみならず、学校通信 等を通じて地域等に呼びかけを行うなどの啓発活動に努めます。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報共有をします。
- ・各学期に 1 回いじめ調査を実施します。
- ・必要に応じ、随時カウンセリング(教育相談)を実施します。
- ・日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して児童の実態の把握をします。
- ・家庭訪問等を通して、保護者との連携を密にします。
- ・校内特別支援教育委員会での情報収集をします。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話複数の教職員で客観的な事実を聞けるような体制をとっていきます。
- ・いじめられた児童及び知らせた児童への安全を確保します。
- ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり、指導にあたります。
- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の解決を図っていきます。
- ・再発防止の視点から、いじめた児童へはいじめに至ったところの背景に目を向け、いじめられた児童の気持ちに寄りそえるように指導、及び保護者への助言を行っていきます。
- ・鈴鹿市教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関と連携をとります。
- ・当事者間だけの問題にとどめず、周囲の児童へもいじめを防止するにはどうすべきだったかを考える機会を設けていきます。
- ・再発防止のいじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努めます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されています。

- 一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長、いじめ防止対策委員会の判断により、迅速に調査に着手します。

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、鈴鹿市教育委員会を通して鈴鹿市長へ事態発生について報告します。その後、鈴鹿市教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行います。

5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされています。また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要です。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割と考えられ、地域において大人が子どもを見守ることも重要です。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていきます。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・PTAの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・ほけんだより、学校ホームページを通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進していきます。
- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を図ります。
- ・いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進していきます。
- ・中学校区の幼稚園、保育園、小学校、中学校、放課後こどもクラブ、スポーツ少年団、人権教育推進協議会、子ども支援ネットワーク、地域の青少年育成会等の関係団体と連携し、いじめ防止対策に努めていきます。